



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月4日（金） 第9981号

目次

ページ

規 則

- 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域創生課） 2
- 群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（技術支援課） 2

告 示

- 群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示（技術支援課） 2
- 令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課） 3
- 令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同） 3

公 告

- 土地改良区の定款変更認可（農村整備課） 4

人事委員会規則

- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 5

人事委員会告示

- 口頭により開示請求することができる個人情報の告示の一部改正 6

人事委員会公告

- 令和4年度群馬県職員採用I類試験（行政事務B）（大学卒業程度）の実施 6

■規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六号

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十号まで及び別記様式第十二号中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第七号

群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和二十五年群馬県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条」を「第六条」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「四」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■告示

◎群馬県告示第四十二号

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示

群馬県農業共済組合検査規程（平成二十二年群馬県告示第二百七十一号）の一部を

次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（検査命令書の交付）

第十三条 知事は、検査責任者に検査命令書（別記様式第一号）を交付するとともに、検査員にその身分を示す身分証明書（別記様式第二号）を交付するものとする。

第十四条を次のように改める。

（検査通告書の交付及び検査命令書の提示等）

第十四条 検査責任者は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、当該検査に係る検査通告書（別記様式第三号）を交付するとともに、これらの者から前条の検査命令書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前条の身分証明書を提示しなければならない。

第十九条を次のように改める。

（検査結果についての意見聴取）

第十九条 検査員は、検査の終了に際し、当該検査によって明らかとなった事項について、役員から意見を聴取するものとする。

2 検査員は、前項の規定による意見聴取への組合の職員の出席については役員の裁量に委ねる旨を、あらかじめ、役員に連絡するものとする。

第二十二條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とし、第二十條を第二十一條とし、第十九條の次に次の一條を加える。

（検査講評）

第二十條 検査責任者は、前条第一項の規定による意見聴取を終了したときは、原則として、全役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

2 検査責任者は、前項の講評への役員以外の者の出席については役員の裁量に委ねる旨を、あらかじめ、役員に連絡するものとする。

別記様式第一号中「第廿四」を削る。

別記様式第三号中「第廿四」を「第廿三」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県告示第43号

令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和3年群馬県告示第272号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年3月4日

群馬県知事 山本 一 太

5を次のように改める。

5 申請の受付期間

(1) 新規申請 令和4年4月1日（金）以降随時

(2) 業種追加 別に定める期間

11を13とし、10の次に次のように加える。

11 資格の取消し 知事は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消すことができる。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者

(4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者

(5) 2(4)に定める業種ごとの登録の取消し、抹消又は消除を受けた者

12 資格の取消しの通知 知事は、11の規定により資格を取り消したときは、その旨を対象者に通知するものとする。

◎群馬県告示第44号

令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和3年群馬県告示第284号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年3月4日

群馬県知事 山本 一 太

5を次のように改める。

5 申請の受付期間

(1) 新規申請 令和4年4月1日（金）以降随時

(2) 業種追加 別に定める期間

6中「令和4年1月1日（土）」を「申請日の属する月の初日」に改める。

14を16とし、13を15とし、12の次に次のように加える。

13 資格の取消し 知事は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消すことができる。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者
 - (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (5) 建設業の許可を取り消され、又は失効した者
- 14 資格の取消しの通知 知事は、13の規定により資格を取り消したときは、その旨を対象者に通知するものとする。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により広瀬桃木両用水土地改良区の定款の変更を令和4年2月24日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年3月4日

群馬県知事 山 本 一 太

■ 人事委員会規則

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第一号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則(平成元年群馬県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表職員採用I類試験の項中

行政事務 森林 農業 農芸化学 畜産 水産 化学 建設 建築 総合土木	教養試験及び 専門試験(大 学)卒業 程度、人物試 験並びに論文 試験
--	--

を

に改める。

A 行政事務 森林 農業 農芸化学 畜産 水産 化学 建設 建築 総合土木	教養試験及び 専門試験(大 学)卒業 程度、人物試 験並びに論文 試験
B 行政事務	基礎能力試 験、人物試験 及び論文試験

附則
この規則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会告示

◎群馬県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求することができる個人情報の告示（平成13年群馬県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月4日

群馬県人事委員会委員長 森田均

表群馬県職員採用I類試験の項中「群馬県職員採用I類試験」の次に「（行政事務Bを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

群馬県職員採用I類試験 (行政事務B)	総合得点及び順位（第二次試験受験者にあつては、第一次試験の総合得点及び順位を含む。）	第二次試験の合格発表の日から1月間（ただし、第一次試験不合格者にあつては、第一次試験の合格発表の日から1月間）	人事委員会事務局
------------------------	--	---	----------

■ 人事委員会公告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、令和4年度群馬県職員採用I類試験（行政事務B）（大学卒業程度）を次のとおり行います。

令和4年3月4日

群馬県人事委員会委員長 森田均

- 1 試験区分及び採用予定人員 行政事務B（15名程度）
- 2 職務内容 知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢等 次のいずれかの条件を満たす人
 - ア 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
 - イ 平成13年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人
 - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人
 - (イ) 群馬県人事委員会が(ア)に掲げる人と同等の資格があると認める人
 - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ア 日本の国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法第16条に該当する人
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 令和4年4月5日（火）～同月18日（月）のうち受験者が選択する日

全国のSPI3テストセンター会場のうち、受験者が選択する会場

(2) 第2次試験

令和4年5月中旬から下旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

(1) 第1次試験

基礎能力試験

(2) 第2次試験

ア 人物試験

イ 論文試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 申込手続

インターネットにより申し込んでください。

職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

(2) 受付期間

ア 令和4年3月7日（月）から同月22日（火）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付システムのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 期間経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 同一人からの複数の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付をしたものを有効とします。

(3) 受検依頼メールの送付

令和4年4月5日（火）に送付する「受検依頼メール」を受け取った後、Web上でSPI3基礎能力検査を受検する日程・会場を予約する必要があります。詳しくは受験案内を確認してください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、令和5年4月1日の予定です。

8 給与

I類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては、187,200円です。

なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

9 その他 本試験の受験者は、令和4年6月に実施予定の令和4年度群馬県職員採用I類試験（全試験区分）を受験できません。

なお、試験日及び場所については予定であり、変更する場合があります。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
